

◎新潟県告示第596号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、湯沢町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年5月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 平成28年9月11日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 湯沢町